

Title	目次
Sub Title	
Author	十時, 巖周(Totoki, Toshichika)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部法律学関係 (1983. 10) ,p.3- 4
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000001--004

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

目次

発刊の辞

十時 殿周

国際二重訴訟の鍵点

伊東 乾……………三

公益信託の動向と現代的課題

田中 実……………元

——とくにナショナル・トラストの導入をめぐる——

行政指導と国家賠償法

金子 芳雄……………四

リボン等の着用戦術と使用者の対抗手段

川口 実……………六

——労働委員会における判断——

いわゆる保安処分 of 最近の動向

宮澤 浩一……………八

——西ドイツ、スイス、オーストリアを中心として——

文書配布差止の仮処分の適法性

石川 明……………一〇

——特に表現の自由・検閲の禁止と関連して——

額面株式と無額面株式の相互転換

阪埜 光男……………二五

区分所有建物の存立を目的とする土地賃借権

新田 敏……………二七

——その法的構造と賃料債務の性質を中心として——

不公正な取引方法の性格に関する一考察

金子 晃……………二七

——立法史的検討——

月協定の成立とその意義

栗林 忠男……………二七

西独企業法委員会報告書における議決権代理行使制度の改善と代替方法	加藤 修	三三
既判力標準時後の相殺権行使について	坂原 正夫	二四
明治八年・ボアソナード 《政権分界論》 覚え書	向井 健	二六
新しい犯罪者処遇論序説	加藤 久雄	二六
——とくに精神病質（性格異常）犯罪者に対する処遇モデルを中心にして——		
中世イタリアの都市社会における決定方式	森 征一	三〇
——『中世イタリア法学』の多数決理論研究への序論として——		
西ドイツ型法人税株主帰属方式の嚆矢・・大蔵省学術諮問委員会の改革案	木村弘之亮	三九
指名債権譲渡における對抗要件の本質	池田 真朗	四三
アメリカにおける情報公開法のディレンマ	小林 節	三七
フランスにおける“GROUPES DE SOCIÉTÉS”法案の形成	宮島 司	三九
余罪の証拠	安富 潔	四三
——アメリカ合衆国連邦証拠規則第四〇四条(b)項制定経緯を中心として——		
陸軍刑法編纂と津田真道	霞 信彦	四七
アメリカ法における取締役の相違責任の原則	並木 和夫	四七
「執行セズ」という死刑判決	手塚 豊	四七
——明治十五年十一月一日・大審院判決を巡る一考察——		

編集後記